

令和6年度 こども園津軽野重要事項説明書

1.施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 松島中央厚生会
事業者の所在地	五所川原市大字米田字八ッ橋 67 番地 2
事業者の連絡先	0173 (35) 2368
代表者氏名	理事長 澁谷 省吾

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園					
名称	こども園津軽野					
所在地	五所川原市大字米田字八ッ橋 67 番地 2					
連絡先	(電話番号) 0173 (35) 2368 (FAX 番号) 0173 (34) 4123					
施設長氏名	園長 澁谷 省吾					
開設年月日	平成 27 年 4 月 1 日 (昭和 44 年 4 月 1 日 津軽野保育園)					
利用定員	年齢区分	0 歳児	1~2 歳児	3 歳児	4~5 歳児	合計
	1 号	— 人	— 人	5 人	10 人	15 人
	2 号・3 号	6 人	34 人	15 人	25 人	80 人
	合計	6 人	34 人	20 人	35 人	95 人
当園の基本理念・方針	<p>・こども園津軽野は、「教育基本法、児童福祉法、子ども子育て支援法、認定こども園法」の示すところに従い、子どもの健全な心身の発達を図り、子育て家庭の豊かな生活の実現と地域の子育て文化の創造を目指し、すべての子どもの教育及び保育事業を行うものである。教育及び保育にあたっては、子どもの最善の幸福のため人権や主体性を尊重し、保護者や地域社会と連携を図りながら子育て支援を行い、子どもの教育及び福祉を積極的に増進するものである。</p> <p>・教育及び保育方針は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の示すところに従い、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培うために、楽しく望ましくふさわしい環境を通して、子どもに対する教育及び保育を一体的に行い、保護者に対する子育て支援を総合的に提供することを基本とする。職員が教育及び保育に臨む姿勢においては、人権の尊重とプライバシーの保護の基に、子どもや家庭に対してわけへだてなく教育及び保育を行い、常に子どもの最善の幸福を願うために保護者から意見や要望を真摯に傾聴し、不明なところがあれば平易に説明をして、よりよい教育及び保育のために努力研鑽するものである。</p>					

(3) 本園の教育・保育目標

- ◎生命を育み伸びやかに生きる子ども「生きる力」
「健康でいきいきした子ども」・「自分からすすんで行動する子ども」
- ◎生命を輝かせ楽しく遊び学ぶ子ども「学ぶ意欲」
「創造的でよく考える子ども」・「ねばり強く集中できる子ども」
- ◎平和や自然を愛し生命を尊ぶ子ども「尊ぶ心」
「思いやりがあり感性豊かな子ども」・「みんなと協力して楽しく遊ぶ子ども」

(4) 本年度に取り組む重点事項

・本園の特色である、りんご栽培自然体験活動を通して、りんごの芽・蕾・花・実などの生長へ主体的に遊びながら関わることにより自然科学を楽しく学び、生命や自然の美しさ・不思議さ・尊さに気づけるような保育活動を展開していく。

令和元年度から進めている働き方改革の取り組み

・全体業務の優先順位の位置づけをし、職員ごとに指導計画や児童台帳に取り組む一覧表を作成し、見える化しながら公平に書類の作成時間を確保していくという職員の意向を実現していく。

2.提供する特定教育・保育の内容

生活習慣の形成	基本的な生活習慣、社会的な生活習慣、心の習慣の形成
人との関わり	情緒の安定、思いやり、コミュニケーション、挨拶、約束、善悪の判断等
自然や社会等との関わり	自然事象・社会事象の学び、りんご栽培自然体験活動
特別教育保育活動	英会話教室、スイミング、サッカー教室

(1) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園・進級式、内科・歯科健診、りんごの蕾の観察、防火パレード（年長）
5月	こどもまつり、りんごの人工授粉
6月	運動会、りんごの実すぐり、プール開き
7月	七夕まつり、津軽金山焼ろくろ体験（年長）
8月	りんごのシール貼り、プール納め
9月	りんごの葉とり、十五夜の集い、ミニ作品展
10月	内科・歯科健診、りんごの収穫（北斗）
11月	りんごの収穫（ふじ）、七五三のお祝い、勤労感謝訪問（年長）
12月	クリスマス発表会、りんごの冬支度、もちつき会
1月	七草、りんごの木の観察、家庭教育学級・クラス懇談
2月	節分豆まき会、りんごの枝切り
3月	ひなまつり、卒園式、お別れ会、りんごのかびはぎ

※保育参観・個人面談を年2回実施

3.職員の職種、員数及び職務内容

園長	1名	園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。また、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、教育及び保育における一体的な管理運営を行う。
主幹保育教諭	1名以上	主幹保育教諭は、園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。また、教育及び保育の内容に関する全体的な計画（教育課程を含む）の改善並びに職員の資質向上に取り組むものとする。
副主幹保育教諭	1名以上	副主幹保育教諭は、主幹保育教諭を補佐し、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。また、教育及び保育の内容に関する全体的な計画（教育課程を含む）の改善並びに職員の資質向上に取り組むものとする。
保育教諭	15名以上	保育教諭は、全体的な計画（教育課程を含む）に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。
栄養士又は栄養教諭	2名以上	栄養士又は栄養教諭は、園児の栄養管理・栄養指導をつかさどり、献立の作成を調理を行い食育に関する活動等を行う。
看護師又は養護教諭	1名以上（乳児9名以上の場合）	看護師又は養護教諭は、園児の健康や衛生等の養護をつかさどる。
放課後児童支援員	2名以上	放課後児童支援員は、放課後児童の健康や安全等の環境を整え、健全な育成支援の活動等を行う。

4.利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日	
保育時間	教育標準時間	8時30分～12時30分の内
預かり保育	保育時間	朝：7時00分～8時30分 夕：12時30分～18時00分
延長保育		夕：18時00分～
休業日	土曜日・日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	
	夏季休園（7月24日～8月16日）	
	冬季休園（12月24日～1月7日）	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時00分～18時00分の内
	保育短時間	8時00分～16時00分の内
延長保育	保育標準時間	夕：18時00分～
	保育短時間	朝：7時00分～8時00分 夕：16時00分～
開所時間	7時00分～18時00分	
	18時00分～延長保育有り	
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

5.利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	<p>【1号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理者が定めた選考方法による <p>【2号・3号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき ・支給認定保護者から本こども園の利用の取り消しの申し出があったとき ・市町村が本こども園の利用継続が不可能であると認めたとき ・その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入園手続が行われない者について、入園許可を取り消すことがある ・入園式の日无理由なく登園しない者、園規則に反し不正などにより信頼を欠く行為がある場合について、入園許可を取り消すことがある ・心身の発達著しく他の模範となる者は、これを褒章することがある ・他の園児に対し、教育上好ましくないとと思われる者は、これを1週間以内の登園停止とすることがある ・利用料の未納が納期後1か月以上に及んだ園児について、登園を停止し、なお、引き続き利用料を納付しないときは、これを除籍することがある

6.緊急時対応方法

<p>教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講ずる。</p> <p>教育・保育の提供により事故が発生した場合は、五所川原市家庭福祉課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。</p> <p>園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。</p>

7.非常災害対策

<p>非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上消火、避難、通報及び救出その他必要な訓練を実施する。</p>

8.虐待防止対策

<p>人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備、職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止、虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施、その他虐待防止のために必要な措置を講ずる。</p>

9.相談・要望・苦情相談

相談・苦情受付担当者	主幹保育教諭	水島 和子・田村 香代子
相談・苦情解決責任者	園長	澁谷 省吾
第3者委員	社会福祉法人 松島中央厚生会 理事	中川 敦人
		三上 秀幸

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情受付担当者又は第3者委員が保護者又は関係者からの苦情を受け付けた場合は苦情解決責任者に報告し、苦情解決責任者は苦情を申し出た者と、改善策等の話し合いを行う。

本こども園での要望等処理で納得がいけない場合は、青森県社会福祉協議会の青森県運営適正化委員会に、要望等を申し出ることができる。

10.賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	「ほいくのほけん・こどもえんのほけん」ゼンポ
保険の内容	地震セット(特定感染症・地震等天災危険補償コース)
保険金額	(施設賠・生産物賠) 対人1名・1事故10億円 対物1事故1,000万円 (漏水事故補償) 社会福祉充実計画に基づく事業の賠償責任:1,000万 免責金額:無し (特定感染症対応) 1事故1記名被保険者あたり期間中20万円 免責金額:無し (管理財物補償) 1事故100万円 免責金額:無し (園児団体傷害保険) 死亡・後遺障害230万円、入院日額3,000円、通院日額2,000円
保険の種類	「災害共済」独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の内容	負傷、疾病、障害、死亡
保険金額	(障害見舞金) 4,000万円～88万円 (死亡見舞金) 3,000万円 運動などの行為に起因する突然死 3,000万円 運動などの行為に関連のない突然死 1,500万円

11.個人情報の取り扱い

個人情報保護法に基づき、職務上知り得た個人情報等を他に漏らさないこと。退職後も同様とする。個人情報等を他に漏らした者は、個人情報保護法に基づき罰則を受ける。

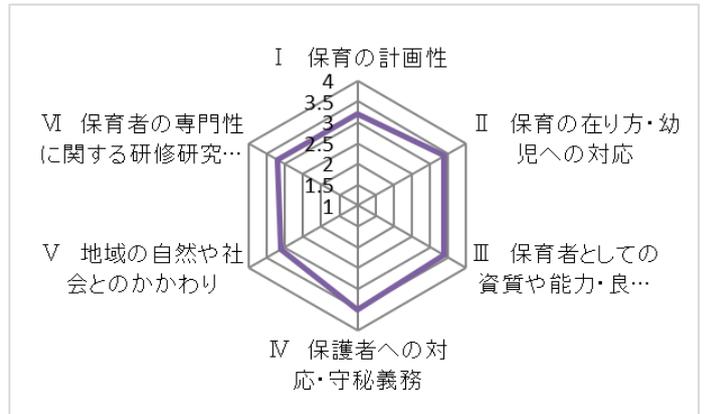
12.職員勤務体系

令和6年4月1日																		
月曜日～土曜日																		
時刻	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	勤務時間				
園長														8時～17時				
主幹														8時30分～17時30分				
保育教諭														7時～16時				
〃														7時30分～16時30分				
〃														8時～17時				
〃														8時～15時				
〃														8時30分～12時30分				
〃														8時30分～15時30分				
〃														8時30分～17時30分				
〃														9時～18時				
〃														9時～16時				
〃														9時30分～18時30分				
〃														9時～17時				
〃														10時30分～18時00分				
看護師														8時30分～17時30分				
栄養士														7時～16時				
〃														8時～17時				
〃														9時30分～18時30分				
事務														8時～17時				
支援員														9時～18時				
保育補助														8時30分～15時30分				
運転手														8時～9時30分 16時～17時				

※非常勤職員も含む

13.職員自己評価の結果（令和5年度集計結果）

I 保育の計画性	3.2
II 保育の在り方・幼児への対応	3.4
III 保育者としての資質や能力・良識・適正	3.4
IV 保護者への対応・守秘義務	3.5
V 地域の自然や社会とのかかわり	3.1
VI 保育者の専門性に関する研修研究への意欲・態度	3.2
	(4.0満点中)



14.施設関係者評価

《令和5年度施設関係者評価》		
評価方法		
5…十分達成されている 4…達成されている 3…どちらでもない、		
2…取り組まれているが成果が十分ではない 1…取り組みが不十分である		
1	こども園の教育及び保育目標は、幼児や地域の実態に沿った適切な内容となっている	4
2	こども園は、園児が楽しく園生活を送れるように、遊具・玩具・絵本等の環境が構成されているか。	5
3	保育者は、園児の病気やけが等の連絡をしているか。	5
4	保育者は、園児一人ひとりの気持ちを受容しながら、適切に向き合っているか。	5
5	こども園の職員は、丁寧にわかりやすく説明しているか。	5
6	こども園は、園内外の清掃や教材遊具の環境整備が整っているか。	5
7	保育者は、保護者面談等で園児についての保育や家庭での過ごし方について、保護者との共通理解を図っているか。	5
8	保育者は、クラスだより、連絡帳（コドモン）、電話、直接話し合ったり等、園児について保護者と伝え合っているか。	5
9	こども園は、地域の自然環境や社会環境を活用しているか。	5
10	こども園は、地域の小学校と連携しているか。	5
11	特別な支援が必要な幼児のための施設や学校の利用者との交流が図られているか。	4
12	職員は、園内外の研修会に積極的に参加し、資質の向上を図っているか。	4
13	保育者は、アレルギー・自立の遅れなど、最近多く見られる子どもの問題について興味関心をもっているか。	4
14	子育ての支援（延長保育、休日保育、一時預かり等）が行われているか。	5
15	園児は発表会などの行事に生き生きと取り組んでいるか。	5
16	こども園は特色のある教育保育活動を行い、その成果をあげているか。	5
17	こども園津軽野の総合評価はいかがですか。	5
自由記述		
<p>・駐車場に関して、軽自動車以外は奥の駐車場の利用となったことは非常に評価している。しかし、軽自動車が駐車しても、子供の飛び出しや車の通行の妨げは残り、問題だと考える。加えて、学童にとっては園に向かう通学路でもある。以上から全ての車は奥の駐車場を利用し、玄関側は駐停車禁止にした方が良いと思います。</p> <p>・普段より、先生方とのやりとりを通して、園児一人ひとりの性格などをしっかりとみて、関わりをもっていると強く感じ、とても感謝しています。</p> <p>⑧評価について…年齢毎の自立に向けたトレーニング状況などの情報共有がもう少しほしいと感じることはありました。（相談すると都度お答えいただけるが）</p> <p>⑩について…私自身どういった取り組みをしているか存じあげないための評価です。</p> <p>⑫について…先生方の学びに対する意識が高いということで、保護者側からも先生方の業務負担を軽減させる働きなどが出来たら、より研修等へ割く時間を確保できるのではと思い、協力していきたいと思いました。</p>		

別表1 給食費

区 分	副食費(おかず、おやつ等)	主食(ご飯、パン、麺類等)
1号認定	月額 4,800 円	月額 400 円
2号認定		
3号認定	利用者負担額に含まれている為無料	

給食費について、3号認定の園児は、昼食代を徴収しないものとし、1・2号認定の園児は、欠席にかかわらず徴収するものとする。但し、1・2号認定の園児で、市町村より免除されている場合は、副食費分を無料とする。また、免除対象者以外の1・2号認定の園児が、長期休業期間（夏休み・冬休み）などにより、1週間（開園日連日6日以上）の休みが生じ、前月の20日までに書類による申し出をした場合は、休み分を差し引いた昼食代とする。また、延長保育の軽食並びに休日保育のおやつは、こども園が提供し、休日保育の昼食は、各自用意するものとする。

別表2 通園送迎費

バス利用片道	バス利用往復
月額 500 円	月額 1,000 円
在園弟妹2人目以上半額	

別表3 一時預かり利用料及び延長保育利用料

1号・2号・3号認定用表

区分	認定	基本時間	一時預かり時間	一時預かり料	延長保育利用
1号認定 (満3歳以上)	教育標準時間	8:30~12:30 (4時間)	平日(月~金)	1日 200円	18:00~19:00 100円
			7:30~8:30、12:30~18:00		
			土曜日、夏季・冬季休業日		
			8:30~12:30	1日 200円	
			7:30~8:30、12:30~18:00	1日 200円	
2号認定 (満3歳以上)	保育標準時間	7:00~18:00 (11時間)			
	保育短時間	8:00~16:00 (8時間)	7:00~8:00、16:00~18:00	1日 200円	
3号認定 (満3歳未満)	保育標準時間	7:00~18:00 (11時間)			
	保育短時間	8:00~16:00 (8時間)	7:00~8:00、16:00~18:00	1日 200円	

1号認定者は、土曜日及び夏・冬休みが基本的に休日である為、利用しなければならない場合は、預かり保育対象児として上記のとおりとする。但し、本園の都合による行事であって、保護者同伴の場合は、無料とする。

非在園児用表

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
金額	日額 2,000円			日額 1,500円		

在園していない子どもの一時預かりは、8時から17時の時間内で上記のとおりとする。

別表4 休日保育利用料

2号認定・3号認定用表

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
金額(円)	2,000			1,500		

2号認定・3号認定の休日保育料(日曜・祝祭日)については、8時~17時までの時間帯とし、振替休日を取得する時は無料とする。但し、園児の養護面の配慮により、休日保育利用日以後、6日以内に振替の休みを取れない場合は、上記のとおりとする。

1号認定用表

年齢	満3歳児・3歳児	4歳児	5歳児
金額(円)	日額 1,500		

1号認定の休日保育料(日曜・祝祭日)については、一日(8時~17時)単位で上記のとおりとする。